

## 平成25年第11回 新郷村農業委員会総会

1. 開催日時 : 平成25年9月18日(木) 午後1:30~午後2:20

2. 開催場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

| 職名   | 番号 | 氏名    |
|------|----|-------|
| 会長   | 10 | 村岡 和俊 |
| 委員   | 1  | 畠山 賢悦 |
| 〃    | 2  | 小坂 敏  |
| 職務代理 | 3  | 長根 孝衛 |
| 委員   | 4  | 長井 進  |
|      | 5  | 佐藤 光男 |
|      | 6  | 坂根 重友 |
| 〃    | 7  | 小澤 守昭 |
| 〃    | 9  | 工藤 昭治 |

4. 欠席委員 (1人)

8番 谷地村 久人

5. 会議書記

事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 審議案件

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第4号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第24号 新郷農業振興地域整備計画の全体見直しに係わる意見について (追加案件)

## 7. 会議の概要

(平成 25 年第 11 回 9 月の総会)

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、5 番 佐藤 光男 君 にお願ひします。</p>   |
|     | (憲章の唱和)  |
| 議 長 | <p>本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより平成 25 年第 11 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と申うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、6 番 坂根 重友 君 並びに 9 番 工藤 昭治 君を指名いたします。</p>  |
| 議 長 | <p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | (諸般の報告について朗読と説明)   |
| 議 長 | 次に、日程第 3 報告第 4 号 農地使用貸借合意解約書の受理についてを、事務局より説明を求めます。   |
| 事務局 | <p>日程第 3 報告第 4 号 農地使用貸借合意解約書の受理について</p> <p>P3 に合意解約書の写しを添付してあります。親と子の使用貸借を解約するということであり、後で議案第 23 号にて詳細に説明しますが、孫への贈与申請があるので解約したいとのことであり、</p>   |
| 議 長 | <p>次に日程第 4 議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 18 号から 20 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>P6 日程第 4 議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。</p> <p>受付番号 18 号の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P9 許可申請書の写し、P10 申請地の位置図、P23 農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号 18 号は P23 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあるとおり、いずれ</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>も農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>P6 の 受付番号 19 号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P11 に許可申請書の写し、P12 に申請地の位置図、P23 農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号 19 号は P23 に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>受付番号 20 号の農地法第3条の許可申請は、贈与による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P13、P14 許可申請書の写し、P15～P22 申請地の位置図、P24 農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、受付番号 20 号は P24 に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> |
| 議 長  | ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の1番 畠山委員 から報告を求めます。  |
| 畠山委員 | <p>議案第23号 受付番号18号から20号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号18号の申請地の地目は田ではありますが、借り受け後は採草地として利用するということでもあります。</p> <p>受付番号19号の申請地の地目は畑であります。借り受け後は小麦等の作付けを予定しております。</p> <p>受付番号20号の申請地の地目は田と畑であり、贈与後もこれまでと同様に、水稻、にんにく、花卉等の作付けを予定しております。</p> <p>これらの事や現地の状況等から3件とも周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>  |
| 議 長  | ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。   |
|      | 疑意見なしの声あり   |
| 議 長  | <p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第23号の受付番号18から20号については、申請のとおり許可することにご異議あ</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | りませんか。  |
|     | 異議なしの声あり  |
| 議 長 | 異議なしと認めます。<br>よって、議案第23号の受付番号18号から20号については、原案のとおり許可することに決定しました。   |
| 議 長 | 次に日程第5 議案第24号 新郷農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見についてを追加案件で、議題といたします。<br>事務局より議案の朗読と説明を求めます。  |
| 事務局 | P25 の日程第5 議案第24号 新郷農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について<br>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規程により、新郷村長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。<br>産業グループからの新郷農業振興整備計画書については別添のとおりですのでご確認の上意見をお願いします。 |
| 議 長 | ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。  |
|     | 質疑意見なしの声あり  |
| 議 長 | 質疑意見なしと認めます。<br>これより、採決いたします。<br>議案第24号の申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。  |
|     | 異議なしの声あり  |
| 議 長 | 異議なしと認めます。<br>よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決定しました。   |
| 議 長 | 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。<br>これをもって、平成25年 第11回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。   |

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

議 長

署名者

署名者